

Q 海岸保全

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 5 年 6 月 20 日以降	令和 5 年 8 月 22 日以降

改 正		現 行										備 考
Q 海岸保全		Q 海岸保全										
Q～3100 供用係数		Q～3100 供用係数										
1 供用係数		1 供用係数										
1-1 海上供用係数		1-1 海上供用係数										
【省略】		【省略】										
参考2 就業時間別の船員供用係数		参考2 就業時間別の船員供用係数										
船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)		船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)										
係 数 ラ ン ク	船 舶 供 用 係 数 (α)	就 業 時 間 別 の 船 員 供 用 係 数 (β)								備 考		
		就 業 8 時 間		就 業 9 時 間		就 業 10 時 間		就 業 11 時 間				
		[超勤時間 0h]		[超勤時間 1h]		[超勤時間 2h]		[超勤時間 3h]				
		[深夜時間 0h]		[深夜時間 0h]		[深夜時間 0h]		[深夜時間 0h]				
		船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員			
1	1.65	1.20	1.20	<u>1.32</u>	<u>1.32</u>	<u>1.43</u>	1.43	<u>1.55</u>	<u>1.55</u>			
2	1.80	1.30	1.30	<u>1.42</u>	<u>1.42</u>	<u>1.53</u>	1.53	<u>1.65</u>	<u>1.65</u>			
3	2.05	1.45	1.45	<u>1.57</u>	<u>1.57</u>	<u>1.68</u>	1.68	<u>1.80</u>	<u>1.80</u>			
4	2.25	1.60	1.60	<u>1.72</u>	<u>1.72</u>	<u>1.83</u>	1.83	<u>1.95</u>	<u>1.95</u>			
5	2.45	1.70	1.70	<u>1.82</u>	<u>1.82</u>	<u>1.93</u>	1.93	<u>2.05</u>	<u>2.05</u>			
6	2.65	1.80	1.80	<u>1.92</u>	<u>1.92</u>	<u>2.03</u>	2.03	<u>2.15</u>	<u>2.15</u>			
7	2.90	1.95	1.95	<u>2.07</u>	<u>2.07</u>	<u>2.18</u>	2.18	<u>2.30</u>	<u>2.30</u>			
8	3.20	2.15	2.15	<u>2.27</u>	<u>2.27</u>	<u>2.38</u>	2.38	<u>2.50</u>	<u>2.50</u>			
9	3.70	2.40	2.40	<u>2.52</u>	<u>2.52</u>	<u>2.63</u>	2.63	<u>2.75</u>	<u>2.75</u>			
船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)		船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)										
係 数 ラ ン ク	船 舶 供 用 係 数 (α)	就 業 時 間 別 の 船 員 供 用 係 数 (β)								備 考		
		就 業 16 時 間		就 業 18 時 間		就 業 20 時 間		就 業 22 時 間				
		[超勤時間 0h]		[超勤時間 2h]		[超勤時間 4h]		[超勤時間 6h]				
		[深夜時間 1h]		[深夜時間 3h]		[深夜時間 4h]		[深夜時間 6h]				
		船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 高 級 船 員	普 通 船 員			
1	1.65	1.21	1.21	<u>1.35</u>	1.35	<u>1.48</u>	<u>1.48</u>	<u>1.62</u>	<u>1.62</u>			
2	1.80	1.31	1.31	<u>1.45</u>	1.45	<u>1.58</u>	<u>1.58</u>	<u>1.72</u>	<u>1.72</u>			
3	2.05	1.46	1.46	<u>1.60</u>	1.60	<u>1.73</u>	<u>1.73</u>	<u>1.87</u>	<u>1.87</u>			
4	2.25	1.61	1.61	<u>1.75</u>	1.75	<u>1.88</u>	<u>1.88</u>	<u>2.02</u>	<u>2.02</u>			
5	2.45	1.71	1.71	<u>1.85</u>	1.85	<u>1.98</u>	<u>1.98</u>	<u>2.12</u>	<u>2.12</u>			
6	2.65	1.81	1.81	<u>1.95</u>	1.95	<u>2.08</u>	<u>2.08</u>	<u>2.22</u>	<u>2.22</u>			
7	2.90	1.96	1.96	<u>2.10</u>	2.10	<u>2.23</u>	<u>2.23</u>	<u>2.37</u>	<u>2.37</u>			
8	3.20	2.16	2.16	<u>2.30</u>	2.30	<u>2.43</u>	<u>2.43</u>	<u>2.57</u>	<u>2.57</u>			
9	3.70	2.41	2.41	<u>2.55</u>	2.55	<u>2.68</u>	<u>2.68</u>	<u>2.82</u>	<u>2.82</u>			
(注1) 就業時間別船員供用係数(β)の算定式		(注1) 就業時間別船員供用係数(β)の算定式										
$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ (小数3位四捨五入)		$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ (小数3位四捨五入)										
【省略】		【省略】										

表内、数値の改正

表内、数値の改正


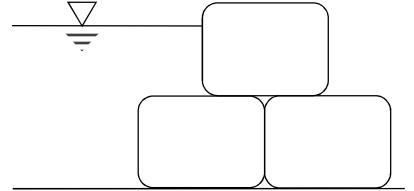
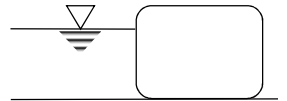
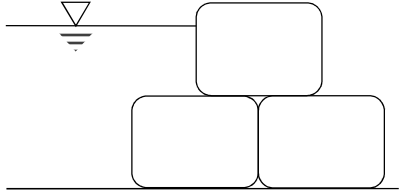
R 仮設工

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 5 年 6 月 20 日以降	令和 5 年 8 月 22 日以降

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">R 仮 設 工</p> <p>R～1200 大型土のう設置工</p> <p>1 適用範囲 【省略】</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 大型土のうは、φ1100 mm、高さ <u>1100 mm (耐候性)</u> を標準とし、<u>耐用年数については工程を考慮し、適切に選択すること。</u></p> <p>(2) <u>転用回数</u>の制限はないが、受注者の責によらない現場条件等により、<u>転用できないと判断できる場合は必要に応じて設計変更すること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 使用回数は、工事数量総括表の摘要欄に明示し、必要に応じて設計変更すること。</p> <p>(4) 移設については、設置歩掛を準用する。</p> <p>(5) 数量は1個当り <u>1.10m</u> (幅) × <u>1.10m</u> (高さ) により算出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 段積み</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 段積み</p>  </div> </div> <p>(6) 撤去後の袋材の処分費及び残土処理費が必要な場合は別途計上する。</p> <p>(7) 中詰土は現場の有材を使用した場合のものであり、土砂が現地にない場合は別途考慮のこと。</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">R 仮 設 工</p> <p>R～1200 大型土のう設置工</p> <p>1 適用範囲 【省略】</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 大型土のうは、φ1100 mm、高さ <u>1080 mm</u>を標準とする。</p> <p>(2) <u>転用回数は1回 (転用率 100%)</u> を標準とする。なお、現場条件により、<u>転用回数を適宜増減することができる。</u></p> <p><u>(転用回数を増できる場合)</u></p> <p><u>①陸上で使用する場合、②短期間使用する場合、③日陰で使用する場合等</u></p> <p><u>(転用できないと判断できる場合)</u></p> <p><u>①重機足場として使用する場合、②設置後6ヶ月程度以上経過した場合等</u></p> <p>(3) 使用回数は、工事数量総括表の摘要欄に明示し、必要に応じて設計変更すること。</p> <p>(4) 移設については、設置歩掛を準用する。</p> <p>(5) 数量は1個当り <u>1.10</u> (幅) × <u>1.08</u> (高さ) により算出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 段積み</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 段積み</p>  </div> </div> <p>(6) 撤去後の袋材の処分費及び残土処理費が必要な場合は別途計上する。</p> <p>(7) 中詰土は現場の有材を使用した場合のものであり、土砂が現地にない場合は別途考慮のこと。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の追加及び改正</p>

X 土木工事市場単価

・土木工事標準単価

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 5 年 6 月 20 日以降	令和 5 年 8 月 22 日以降

改 正	現 行	備 考																																																																				
<p>X 土木工事市場単価・土木工事標準単価</p> <p>X～1000 鉄筋工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>2 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>【省略】</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、次表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">規格・仕様</th> <th style="width:50%;">適用基準</th> <th style="width:20%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物における鉄筋の加工・組立</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) クレーン使用を標準とする。</p> <p>(注2) 規格・仕様区分における「場所打用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>(注3) 場所打用かご筋は、固定金具、補強材およびスペーサの重量は含めない。ただし、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスペーサの重量を加算する。</p> <p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">規格・仕様</th> <th style="width:55%;">適用基準</th> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加算率</td> <td style="text-align: center;">標準</td> <td style="text-align: center;">S₀</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合 (10 t 未満) は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td style="text-align: center;">S₁</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 補正係数 1 (必要条件を選択)</p> <p>【省略】</p> <p>2) 補正係数 2 (1 項目を選択)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">規格・仕様</th> <th style="width:55%;">適用基準</th> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">補正係数 2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td style="text-align: center;">T₁</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td style="text-align: center;">T₂</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td style="text-align: center;">T₃</td> </tr> <tr> <td>RC 場所打ホロースラブ橋</td> <td style="text-align: center;">T₄</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td style="text-align: center;">T₅</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	規格・仕様	適用基準	単位	一般構造物	構造物における鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1 工事の施工規模が標準より小さい場合 (10 t 未満) は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	規格・仕様	適用基準	記号	備考	補正係数 2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量	地下構造物	T ₂	橋梁用床版	T ₃	RC 場所打ホロースラブ橋	T ₄	差筋及び杭頭処理	T ₅	<p>X 土木工事市場単価・土木工事標準単価</p> <p>X～1000 鉄筋工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>2 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>【省略】</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、次表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">規格・仕様</th> <th style="width:50%;">適用基準</th> <th style="width:20%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物における鉄筋の加工・組立</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) クレーン使用を標準とする。</p> <p>(注2) 規格・仕様区分における「場所打用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>(注3) 場所打用かご筋は、固定金具、補強材およびスペーサの重量は含めない。ただし、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスペーサの重量を加算する。</p> <p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">規格・仕様</th> <th style="width:55%;">適用基準</th> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加算率</td> <td style="text-align: center;">標準</td> <td style="text-align: center;">S₀</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合 (10 t 未満) は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td style="text-align: center;">S₁</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 補正係数 1 (必要条件を選択)</p> <p>【省略】</p> <p>2) 補正係数 2 (1 項目を選択)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">規格・仕様</th> <th style="width:55%;">適用基準</th> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">補正係数 2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td style="text-align: center;">T₁</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td style="text-align: center;">T₂</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td style="text-align: center;">T₃</td> </tr> <tr> <td>RC 場所打ホロースラブ橋</td> <td style="text-align: center;">T₄</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td style="text-align: center;">T₅</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	規格・仕様	適用基準	単位	一般構造物	構造物における鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1 工事の施工規模が標準より小さい場合 (10 t 未満) は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	規格・仕様	適用基準	記号	備考	補正係数 2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量	地下構造物	T ₂	橋梁用床版	T ₃	RC 場所打ホロースラブ橋	T ₄	差筋及び杭頭処理	T ₅	<p></p> <p style="text-align: center;">字句の改正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">表内、字句の追加</p>
規格・仕様	適用基準	単位																																																																				
一般構造物	構造物における鉄筋の加工・組立	t																																																																				
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立																																																																					
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																			
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																			
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合 (10 t 未満) は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁																																																																				
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																			
補正係数 2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量																																																																			
	地下構造物	T ₂																																																																				
	橋梁用床版	T ₃																																																																				
	RC 場所打ホロースラブ橋	T ₄																																																																				
	差筋及び杭頭処理	T ₅																																																																				
規格・仕様	適用基準	単位																																																																				
一般構造物	構造物における鉄筋の加工・組立	t																																																																				
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立																																																																					
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																			
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																			
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合 (10 t 未満) は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁																																																																				
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																			
補正係数 2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量																																																																			
	地下構造物	T ₂																																																																				
	橋梁用床版	T ₃																																																																				
	RC 場所打ホロースラブ橋	T ₄																																																																				
	差筋及び杭頭処理	T ₅																																																																				

改 正	現 行	備 考																																												
<p>X～3000 防護柵設置工（ガードレール）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 事故後の復旧工事（撤去_____）。</p> <p>(2) ベースプレート式<u>ガードレール</u>の場合。</p> <p>(3) 2-2 市場単価の規格・仕様（表 2-2-1、表 2-2-2）以外の製品の場合。</p> <p>(4) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。</p> <p>(5) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。</p> <p>(6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" data-bbox="192 1186 964 1375"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール等撤去 → (必要な土工を含む) 支柱等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(注2) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" data-bbox="192 1512 845 1690"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。</p> <p>(注2) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(注3) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>【省略】</p>	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	レール撤去	○	○	/	<p>X～3000 防護柵設置工（ガードレール）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 事故後の復旧工事（撤去・<u>設置</u>）。</p> <p>(2) ベースプレート式<u>の設置</u>の場合。</p> <p>(3) 2-2 市場単価の規格・仕様（表 2-2-1、表 2-2-2）以外の製品の場合。</p> <p>(4) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。</p> <p>(5) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。</p> <p>(6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" data-bbox="1439 1186 2211 1375"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール撤去 → (必要な土工を含む) 支柱等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(注2) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" data-bbox="1439 1512 2092 1690"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。</p> <p>(注2) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(注3) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>【省略】</p>	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	レール撤去	○	○	/	<p>字句の削除 字句の改正</p> <p>フロー図内、字句の追加</p> <p>フロー図内、字句の追加</p>
工 種		市場単価																																												
	機	労	材																																											
防護柵撤去	○	○	/																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
レール撤去	○	○	/																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
防護柵撤去	○	○	/																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
レール撤去	○	○	/																																											

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～3020 防護柵設置工（横断・転落防止柵）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、柵高 70 cm以上 125 cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 事故後の復旧工事（<u>撤去</u>）。</p> <p>(2) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。</p> <p>(3) 高さが 125 cm超の場合。</p> <p>(4) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。</p> <p>(5) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。</p> <p>(6) 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。</p> <p>(7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>X～3020 防護柵設置工（横断・転落防止柵）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、柵高 70 cm以上 125 cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 事故後の復旧工事（<u>設置・撤去</u>）。</p> <p>(2) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。</p> <p>(3) 高さが 125 cm超の場合。</p> <p>(4) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。</p> <p>(5) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。</p> <p>(6) 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。</p> <p>(7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～3030 防護柵設置工（落石防護柵）</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（落石防護柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置および撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3mとする。 <u>(2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。</u></p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 (2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 (3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付）で柵高が3mを超える場合。 (4) 落雪（せり出し）防護柵設置工。 (5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 (6) 高エネルギー吸収柵の場合。 <u>(7) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。</u> <u>(8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</u></p> <p>2 市場単価の設定 【省略】</p> <p>3 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（<u>HDZT77</u>）を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装（工場加工）は補正係数（K_3）により補正を行う。 【省略】</p>	<p>X～3030 防護柵設置工（落石防護柵）</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（落石防護柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置および撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3mとする。</p> <hr/> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 (2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 (3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付）で柵高が3mを超える場合。 (4) 落雪（せり出し）防護柵設置工。 (5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 (6) 高エネルギー吸収柵の場合。</p> <hr/> <p><u>(7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</u></p> <p>2 市場単価の設定 【省略】</p> <p>3 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（<u>HDZ55</u>）を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装（工場加工）は補正係数（K_3）により補正を行う。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加 番号の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～4000 道路標識設置工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置、およびコンクリート基礎設置工事。</p> <p>(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去、およびコンクリート基礎撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識の更新工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 内部照明式の道路標識板の設置および撤去工事。</p> <p>(2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置および撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置および撤去工事。</p> <p>(4) 道路管理者以外が行う標識工事。</p> <p>(5) 着雪防止板の設置および撤去。</p> <p>(6) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を用いる場合。</p> <p>(7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事。</p> <p>(8) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合。</p> <p>(9) 道路照明柱を設置、撤去する場合。</p> <p>(10) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合。</p> <p>(11) 標識板設置において、部分補修（<u>アルミ平板による重ね貼り</u>、シール貼りなど）の場合。</p> <p>(12) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>X～4000 道路標識設置工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置、およびコンクリート基礎設置工事。</p> <p>(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去、およびコンクリート基礎撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識の更新工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 内部照明式の道路標識板の設置および撤去工事。</p> <p>(2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置および撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置および撤去工事。</p> <p>(4) 道路管理者以外が行う標識工事。</p> <p>(5) 着雪防止板の設置および撤去。</p> <p>(6) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を用いる場合。</p> <p>(7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事。</p> <p>(8) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合。</p> <p>(9) 道路照明柱を設置、撤去する場合。</p> <p>(10) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合。</p> <p>(11) 標識板設置において、部分補修（<u>リベット止め</u>、シール貼りなど）の場合。</p> <p>(12) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～5020 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 伸縮装置本体質量（ボルトの後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m 当り 180 kg以下の伸縮装置の新設工事で、以下の工事とする。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。 2) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用できない範囲 (1) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 (2) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。 (3) 仮復旧等を伴う作業。 (4) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。 (5) 鋼床版の場合。 <u>(6) ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。</u> <u>(7) その他、規格・仕様が適合しない場合。</u> 【省略】</p>	<p>X～5020 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 伸縮装置本体質量（ボルトの後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m 当り 180 kg以下の伸縮装置の新設工事で、以下の工事とする。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。 2) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用できない範囲 (1) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 (2) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。 (3) 仮復旧等を伴う作業。 (4) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。 (5) 鋼床版の場合。</p> <hr/> <p><u>(6) その他、規格・仕様が適合しない場合。</u> 【省略】</p>	<p>字句の追加 番号の改正</p>